

## 宗教法人「沖縄バプテスト連盟」会議支出規程

### (目的)

1条 この規程は、宗教法人「沖縄バプテスト連盟」(以下連盟という。)規約および理事会規則に基づき設置された部会、専門委員会、特別委員会について、参加者への交通費及び参加時にかかる費用についての基準を定めるものである。

### (支出対象)

2条 支出の対象となる会議は、連盟規約及び理事会規則7条、11条において定められる以下の会議を対象とする。

- (1) 理事会
- (2) 部会
- (3) 専門委員会
- (4) 特別委員会及び実行委員会

### (支出項目及び支出条件)

3条 前条にて定めた会議の責任者及び参加者について、以下の条件にて支出を行う。

#### (1) 責任交通費

会議責任者及び書記作成責任者には、以下の定めにより責任者交通費を支出する。但し、任期途中で退任した場合は、回数割計算とし、端数の調整は事務長決裁とする。

- ① 理事長 年間 15 万円
- ② 副理事長 年間 8 万円
- ③ 各部長 年間 5 万円
- ④ 上記①②③以外の理事 年間 3 万円
- ⑤ 監事 年間 3 万円
- ⑥ 委員長 年間 2 万円 但し短期企画の実行委員長は対象外とする。
- ⑦ 長を除く部員及び委員 年間 2,000 円 但し短期企画の実行委員は対象外とする。
- ⑧ 部会、専門委員会の書記 年間 5,000 円 但し事務長については対象外とする。

#### (2) 参加交通費

以下の定めにより会議参加者には参加者交通費を支払う。

- ① 理事会、部会において認められた部員、委員
- ② 陪席者の参加による交通費の支払いは原則 連盟教会に所属する会員とし、参加があった場合は、必ず議事録に氏名と理由を記載し、その内容に基づいて以下の基準に照らし合わせ支出可否の判断を行う事とする。
  - ・ 支出対象となる会議にて、その長が参加要請した陪席者へは支払う。
  - ・ 陪席者の希望により参加した場合は支出対象外とする。
  - ・ 理事長、部長、委員長、事務長が自己の責任において、関連する会議に陪席にて参加する場合についても支出対象外とする。

#### (3) 食事、弁当、茶果代

第1条の対象会議において、その長の判断により必要に応じて食事、弁当、茶菓代等を支出する事ができる。予算科目は会議費の会議茶菓費より支出する。

#### (4) 会議会場費

第1条の会議開催について、連盟ビル内で行う事を原則とするが、止むを得ない相当の理由により別会場で開催する場合は実費相当額を開催会場施設に支払うものとする。

(支出額と基準)

4条 支出額と支出基準

- (1) 上記3条の支出条件を満たした参加者に1回につき1,000円の交通費を支出する。但し恩納村、金武町以北の参加者は1,000円を追加支出する。また高速道路等を使用し参加した参加者には領収書提出により実費を別途支出できるものとする。
- (2) 支出回数は月1回以内を原則とするが、止むを得ない事情により月に複数回開催する場合は、稟議書にて予め総務部長の承認を得るものとする。

(支出手続き)

5条 年度末に各会議の長は実績を事務所に報告し、上記3条の規程に基づき算出の上、事務所は稟議書を上申し、総務部長の承認を得て支出するものとする。

(予算執行科目)

6条 前条の支出は一般会計の会議費より支出するものとする。

(例外支出)

7条 この規程で運用が困難な止むを得ない相当の理由のある会議関連の支出については、稟議書にて理事長の承認を得て支出するものとする。

(規程の変更)

8条 この規程を変更する場合は、総務部長の発議により連盟理事会にて決定する。

付則

1. この規程は2021年4月1日より運用するものとする。